



# 令和4年度における建設業労働災害防止対策の 取組要請をいたしました 神奈川労働局安全課・健康課



黒田支部長と池田副支部長に要請文書を手渡す星野労働基準部長



澁谷事務局長(米田会長の代理)に要請文書を手渡す星野労働基準部長

令和4年4月8日、建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防」という）の黒田支部長、池田副支部長及び澁谷事務局長をお招きし、星野労働基準部長から、建災防支部長及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会会長（以下「木建協」「会長」という）に対し本年度における建設業労働災害防止対策の取組みにかかる文書要請をいたしました。令和3年は建設業における死亡労働災害被災者数が21人となり、一昨年から7人の増加となりました。災害発生状況を見ましても、「墜落、転落」災害によるものが6人と最多となっている一方で、「感電」「崩壊、倒壊」「飛来、落下」「交通事故」「過重労働」など、「事故の型」が多岐にわたることが大きな特徴となっております。これら死亡災害の中には、例えば危険個所に不用意に立入らない、といった安全衛生確保のための基本的なことがおろそかになっているのではないかと、と思われるものが散見されました。また、休業4日以上労働災害を含めた死傷災害につきましても一昨年の824人から814人へ減少しているものの、死亡災害を未然に防ぎ、かつ今年が5か年の最終年になる「第13次労働災害防止推進計画（13次防）」の最終目標である「657人以下」を達成するには、災害防止の基本に忠実にし、なお一層の災害防止対策への取組みが重要である、ということについて、支部長、副支部長及び事務局長と認識を共有いたしました。

建災防神奈川支部及び木建協では、13次防期間中における災害防止対策の決め手として「セーフティ・リボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の「3本の矢」を積極的に建設工事現場に周知し、推進していただいております。神奈川労働局も「3本の矢」の推進を後援させていただいております。

神奈川労働局では引き続き、建災防及び木建協と連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくこととしています。

[※※「3本の矢」についてはこちらをクリック（建設業労働災害防止協会神奈川支部ホームページに移動します）](#)